

安全・避難に問題 再稼働疑問

伊方原発3号機仮処分 30日の決定を前に

元四電の技術者松野さんに聞く

四国電力伊方原発3号機（伊方町）について、広島地裁が30日、運転差し止めを求める住民からの仮処分申請に対する決定を出すことになった。四電は福島第一原発の事故を機に、再稼働に向けた安全対策に取り組んできたとするが、一方で、運転に疑問を持ち続ける人もいる。原子力の安全確保に取り組む経済産業省の関連団体「原子力発電技術機構」に出向し、経産省の原子力防災専門官の指導にも当たった元四電社員の松野元さん（72）もその一人だ。決定前に話を聞いた。

——なぜ、伊方原発の運転に疑問を持っていますか。

私は原発推進に反対ではないが、安全基準と避難計画に問題が残っている中で、再稼働を急ぐのはおかしいと思っています。四電在職時、発電所で事故があった時は、徹底的に事故原因を追及し、再発防止策を作らなければ、当時の社長や県、国の了解は得られな



かされていらないとお考えですか。原子力規制委員会は、過酷事故時に原子炉格納容器が壊れないよう圧力を下げるために、放射性物質の放出を抑えながら容器内の蒸気を外部に出す装置「フィルター付きベント」が必要だと認めながら、加圧水型炉（PWR）には5年の猶予を電力会社に与えた。福島

まつの・げん 原子炉主任技術者、第1種電気主任技術者。四国電力に入社後、火力発電所や伊方原発で勤務。2004年に退社。07年に「原子力防災 原子力リスクすべてと正しく向き合うために」（創英社・三省堂書店）、16年に「推論 トリプルメルトダウン」（同）を出版している。

国 猶予与えず／四電 早急に対策を

四電の安全対策

四国電力は、3号機の再稼働に向けた安全対策に取り組んできたと説明している。

新規規制基準の適合性審査で、規制委から指摘を受け、敷地近くの「中央構造線断層帯」による地震の想定を再計算した。最大級の揺れの想定「基準地震動」を、当初の570ガル（ガルは揺れの勢いを示す加速度の単位）から、650ガルに引き上げた。

引き上げや、県から独自に求められた安全基準に対応して、四電は、安全上で重要な設備について、1千ガル程度の揺れまで耐えられるように追加工事を実施した。また、フィルター付きベント設備など「特定重大事故等対処施設」の完成については、2019年度中を目指すとしている。

けるためには炉内に水を注入しなければならなかった。フィルター付きベントはその要になる。

猶予があるからといって「無いまま再稼働してもいい」とするのは、技術者のマインドに背く。

——避難計画についてはどうお考えですか。

計画の策定が自治体任せなのは問題で、四電、国はもっと関与すべきだ。伊方原発は佐田岬半島の付け根にあり避難が難しい。米ニューヨーク州のショールーム原発は1984年に完成したが避難計画などに課題があり、米原子力規制委員会の許可が下りず、運転しないまま廃炉が決まった。日本の規制委は立地自治体に避難計画の作成を一任している。チェックが十分でないと思う。

安全の一義的な責任は電力会社にあるとされている四電も同様

だ。避難計画の策定に協力し、避難道路の確保、放射性プルーム（雲）が流れる方向の連絡、そして可能なら避難誘導の援助などをして可なり申し出るべきだ。避難道路の整備後に再稼働するなど、もっと丁寧な考え方が示されるべきではなかったか。

——近く仮処分申請の決定が出されます。

前橋地裁で17日、国と東電に損害賠償を求めた集団訴訟について判決が出た。国の責任を認めた。国は規制力を持っている。津波対策が必要なら「対策をやりなさい」と言わなければいけない責任があった。私は法律の専門家ではないが、フィルター付きベントについても同様ではないかと思う。国は猶予を設けてはならない。電力会社は猶予に甘えず早急に対策を施す責任があると思う。

（聞き手・宮田裕介）